「千葉県中小企業の振興に関する条例」の基本構造

平成１９年　３月１６日　制　　定
平成２９年１２月２８日　一部改正

（下線：改正内容）

前文　中小企業の重要性、課題及び振興方向を明記

一部改正により、特に小規模企業が本県経済で果たしている役割やその重要性、課題及び県の小規模企業振興に対する姿勢を明示。

目的（第１条）
- ○中小企業の振興に関する施策を総合的に推進。
- ○県の経済の発展と県民生活の向上に寄与。

定義（第２条）
- ○中小企業者
- ○小規模企業者
- ○産学官民の連携
- ○地域づくり

基本理念（第３条）

- ○経営の向上及び改善を目指す中小企業者の自主的な努力を促進。
- ○中小企業の経営の向上及び改善と地域の活性化の相乗効果。
- ○小規模企業者の事業の持続的な発展が図られること。

県の責務（第４条）
- ○県の基本理念にのっとり、施策を総合的に策定し、及び実施する責務

関係者の責務（第５～１０条）
- 県の施策の実施に協力
- ○中小企業者等の努力
- ○中小企業に関する団体等の役割
- ○大企業者の役割　等

基本方針の策定（第１１条）「ちば中小企業元気戦略」
基本理念にのっとり、中小企業振興に関する基本方針を策定

条例の一部改正を踏まえ、小規模企業振興を重要な柱として新たに位置付けた「第４次ちば中小企業元気戦略」を平成３０年２月に策定

中小企業振興のための基本的方向（第１２～１６条）

- 創業等への意欲的な取組の促進
- 連携の促進
- 経営基盤の強化の促進
- 人材確保及び育成の支援
- 地域づくりによる地域の活性化の促進

施策の公表等（第１７条）
- ○施策の実施状況の公表
- ○中小企業者等の意見聴取

施策実施上の配慮（第１８条）

受注機会の確保（第１９条）

調査及び研究（第２０条）

財政上の措置（第２１条）